

社会福祉法人 井原市社会福祉協議会虐待防止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人井原市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第2条に基づき法人が実施する事業（以下「法人事業」という。）の利用者に対する虐待防止を図るものであり、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この要綱において「虐待」とは「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待のことをいう。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 協議会のすべての職員は、利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本要綱に基づき、対応しなければならない。

2 すべての職員は、虐待を発見した際は、虐待防止窓口担当者に通報しなければならない。

(虐待防止対応体制における責任者)

第5条 本要綱による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待対応責任者は、事務局長があたるものとする。但し、事務局長が不在の場合は事務局次長ないし、総務福祉課の管理職にある者が就くものとし、以下の条項においてもこれ準ずるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次の通りとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 協議会が定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者（養護者を含む）及び第三者委員への報告
- (5) 被虐待者の支援市町村への通報

(虐待防止窓口担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待防止を行いやすくするために、法人に虐待防止窓口担当者を設置する。

- 2 虐待防止窓口担当者は、事務局長が若干名を任命する。
- 3 すべての職員は虐待防止窓口担当者の不在時等に、第 2 条に定める虐待の通報があった場合は、虐待防止窓口担当者に代わって通報を受け付ける事が出来る。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止窓口担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止窓口担当者の職務)

第 8 条 虐待防止窓口担当者の職務は次の通りとする。

- (1) 利用者からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容を虐待防止責任者及び第三者委員へ報告
- (5) 虐待改善状況を虐待防止対応責任者へ報告

- 2 第 1 2 条以降の「虐待通報者」は通報者が職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び保護者等」と読み替える。

(第三者委員)

第 9 条 虐待防止には社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する必要があることから、第三者委員を設置する。

- 2 第三者委員は、以下の要件に適する者を会長が若干名を任命する。

- (1) 公平かつ客観性を持ち、虐待防止に努めることができる者であること。
- (2) 社会的信頼性を有する者であること。

(第三者委員の職務)

第 1 0 条 第三者委員の職務は次の通りとする。

- (1) 虐待防止委員会からの報告聴取
- (2) 虐待防止の取り組み助言
- (3) 虐待対応及び虐待防止活動の検証と総括

(虐待防止対応の周知)

第 1 1 条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本要綱に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第 1 2 条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

- 2 虐待防止窓口担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して次の事項を定める「虐待通報受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否

(4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会の要否
(虐待の報告と確認)

第13条 虐待防止窓口担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止窓口担当者から虐待通報受付の報告のあった第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行われなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第14条 虐待防止対応責任者は虐待通報の内容を解決するため、市町村と相談のもと、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の掲示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は、解決策の掲示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 虐待通報者および虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立会にあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を定める「解決結果記録票」に記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決にむけた記録・結果報告)

第15条 虐待防止対応責任者は虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面にて記録する。

2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本要綱に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報にかんする事項を除き、事業報告に表示する。

(虐待防止のための職員研修)

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のため定期的な職員研修を行わなければならない

2 研修は虐待防止啓発研修に限らず、社会福祉を含めた全人的な人格・資質の向上を目的として研修する。

(虐待防止委員会の設置)

第17条 虐待防止対応責任者は、法人内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置する。

2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生都度開催しなければならない。

- 3 虐待防止委員会の委員長は、事務局長が任命する。委員は必要のある委員数とする。
- 4 虐待防止委員会は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。